

一翰奉啓上候、先以雖嚴寒節御座候、禁裏倍御機嫌能被遊御座、恐悅之至奉存候、依之爲歲暮之御祝儀、目錄之通奉、獻上之候、右之趣可然奉仰奏聞候、吉廣誠恐誠惶謹言、

十二月幾日

長門侍從

吉廣書判

庭田前大納言殿 高野前大納言殿

如斯返書文言

芳墨致披閱候、如來諭雖酷寒之節候、禁裏倍御機嫌能被成渡御、恐悅之旨、依之爲歲末之御祝儀、目錄之通御獻上之趣共、則達天聽候處、叡感未斜御事候、猶以女房奉書被出之進之候、恐々謹言、

十二月幾日

保春 重條

長門侍從殿

〔長祿二年以來申次記〕歲暮御禮事

同二月廿日、四條上人參賀、一申次御對面所之さいのきはへ參て、四條上人と申入て、則被懸御

目、御送は無之、

同廿一日、七條聖參賀、一是も申次さいのきはへ參て、七條聖と申入て、則被懸御目也、御送は無

之、

同廿五日、廬山寺以下少々參賀、一同前申次さいのきはへ參て、律家と申入て、一人宛被懸御目也、もし自餘人不參にて、廬山寺只一人にて候共、律家と可申候、乍去一人候者、廬山寺共可申也、

同廿六日、梶井殿、聖護院殿、三寶院殿、御參淨花院、智恩院、智恩寺、妙行寺、淨教寺、加茂輩、檢校とも、○中略

同廿七日、攝家門跡、公家、法中、此内に北野衆、在、一御藥、とうちん香、外郎、毎年今日、一御對面次

第事、公家、法中山徒、外郎、善通事、田樂、攝家門跡、一御對面所へ御出座以前より、御供衆、申次衆

何每のごとく、さいのきはに伺公して、御出座之時、則御禮申て各被退也、前々注申ごとくと同、○